

第 68 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 30 年 7 月 23 日(水) 14 時 00 分～15 時 45 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：押田佳子会長職務代理

田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

飯田晶子委員、岩田晴夫委員、上村真由子委員、松行美帆子委員

欠席委員：入江彰昭会長、佐藤雄基委員

押田会長職務代理：第 68 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。本日は、入江会長が所用により欠席されますため、会長職務代理の私が議事進行を執り行います。どうぞよろしくお願ひします。はじめに、事務局職員の変更があるようですので、そのご連絡とあわせて、委員の出席について事務局から報告をお願いいたします。

永井みどり課長：改めまして、事務局を務めております、みどり課長の永井です。議事に先立ち、4 月の機構改革及び人事異動に伴い事務局職員に変更が生じていますので、都市景観部長の服部からご報告させていただきます。

服部都市景観部長：本年 4 月からみどり課を所管します、都市景観部長を務めております、服部と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、お手元の名簿記載の順に沿って、みどり課長以外の、担当課長職以上の事務局職員を紹介します。

(課長以上職員紹介)

服部都市景観部長：以上です。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

永井みどり課長：続きまして、委員の出席について報告します。入江会長、佐藤委員から欠席のご連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

押田会長職務代理：議事に入る前に、前回欠席された上村先生がいらっしゃっていますので、まずは一言ご挨拶をお願いいたします。

上村委員：日本大学生物資源科学部森林資源科学科で准教授をしております上村と申します。専門は森林生態学です。前回の審議会のときは学会と重なっておりまして出席できませんでした。専門は森林生態学ということで、特に緑地物質循環を専門にしております。そのような視点から何かお役に立てればと思っております。よろしくお願ひします。

押田会長職務代理：本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について説明いたします。最初に次第の 1、審議事項として 1 議題、次に、次第の 2、報告事項として 2 議題、最後に次第の 3、その他として 2 議題を予定しております。本日の資料はお手元にある資料 1、3、4、5 です。資料 2 は事前に送付させていただきました。また、本日の会議は、お手元にお配りしている、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、

会議を公開とすることは会長職務代理にご判断いただいておりますが、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。

次に、傍聴者募集についてですが、7月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、1名の申込みがありました。後日、ホームページに掲載予定の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、次第(案)の内容と会議の公開についてご確認をお願いいたします。

なお、報告事項(2)「平成29年度緑政実績について」に関する資料のうち、事業費につきましては、決算が終了しておりませんので、一部非公開の扱いとし、傍聴者には一部非公開とした資料をお渡ししたいと考えています。

押田会長職務代理：本日の次第(案)及び会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、資料のうち平成29年度の事業費の部分を除き、公開としたいと判断しておりますので、よろしくをお願いいたします。ご意見等ございますか。

(意見なし)

押田会長職務代理：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

押田会長職務代理：それでは、次第の1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：報告の前に、傍聴者の方を入室させたいと思います。

(傍聴者入室)

永井みどり課長：前回は会議録につきましては、資料1としてお手元に配付しています。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、入江会長、岩田委員、山本委員、山内委員からそれぞれのご発言について文言の修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

押田会長職務代理：前回の会議録につきましては、いかがでしょうか。

(意見なし)

押田会長職務代理：それでは、この資料のとおり、前回審議会の会議録を確認したこととします。

2 報告事項

(1)平成 29 年度緑政実績について

押田会長職務代理：それでは、次第の 2、報告事項の(1)「平成 29 年度緑政実績について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項(1)、平成 29 年度緑政実績について報告します。資料は、事前に送付いたしました資料 2 です。別冊の 1 と別冊の 2 を合わせて、3 冊セットです。この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている、「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、緑政審議会にも報告の上で毎年公表しているものです。

本書は、事業実績を報告するものである以外にも、計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において、計画実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても、(案)をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で、内容を確定し、広く公表していく予定です。なお、決算が終了しておりませんので、別冊 1 の金額部分については非公開資料としております。資料の内容について担当係長から説明します。

後藤みどり担当係長：まず本編 2 枚目の目次をご覧ください。本冊子は大きく 3 部構成としており、「Ⅰ 緑の基本計画の概要」、「Ⅱ 計画推進の取り組みと実績」、「Ⅲ 関係資料」としてあります。本日は、時間の都合もございましたため、主な部分を抜粋して説明いたします。

「Ⅰ 緑の基本計画の概要」の変更箇所については、12 頁から 13 頁、地域制緑地等の指定及び施設緑地の整備の目標値について、山ノ内東瓜ヶ谷緑地を 0.3ha 供用開始したことに伴い内容の更新をしています。次に、「Ⅱ 計画推進の取り組みと実績」について、20 頁をご覧ください。表中「取り組みと実績」の欄に記載した内容について、主なものを説明いたします。

(1)緑地保全に係る法制度として、「歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区」については、21 頁、箇条書きの上から 3 点目、十二所の歴史的風土保存区域内で、市が緑地の寄附を受けたことを記載しています。また、神奈川県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする保全活動に関する指針を策定し、これに基づき市内で 7 団体がボランティア活動を行っていることなどを記載しています。

25 頁をご覧ください。「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、箇条書き下から 2 点目、近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応として、都市緑地法に基づき約 29,000 m²の土地を買入れたことを記載しています。

30 頁をご覧ください。「特別緑地保全地区」では、表の下、(仮称)上町屋地区において、第 65 回の当審議会でご報告しましたとおり、特別緑地保全地区の指定に向けて都市計画法に基づく縦覧など、各種手続を進めたことを記載しています。

35 頁をご覧ください。「史跡名勝・天然記念物指定等」では、下から 9 点目の箇条書きからご覧ください。史跡永福寺跡の整備工事が終了し全面公開したこと、朝夷奈切通や名越切通など史跡の買入れを実施したこと等を記載しております。

36 頁をご覧ください。「生産緑地地区」では、第 66 回の当審議会でご報告しましたとおり、市内の生産緑地の面積要件を引き下げるために作成した「生産緑地地区を定めること

ができる区域の規模に関する条例(案)」を作成し、同条例(案)への意見募集を行ったことを記載しています。

40 頁をご覧ください。「市民緑地契約」では、上から 2 点目の箇条書きをご覧ください。鎌倉広町緑地において、用地取得に伴い市民緑地契約を解除したこと、一番下の箇条書きでは、植木 1 号市民緑地の区域を拡大し契約を締結したことを記載しております。

42 頁をご覧ください。(4)市独自の緑地保全等に係る制度等として、箇条書きの一番下、樹林管理事業では、市内を 6 地区に分けて地区ごとに 6 年サイクルで実施していた事業を、平成 29 年度から 1 年間に 2 地区、3 年サイクルとして実施したことを記載しています。

51 頁をご覧ください。(5)緑地保全財源の確保等として、ふるさと寄附金制度を活用した緑地保全基金への寄附や募金による寄附について実績を示しております。募金を含めた寄附額は約 334 万円であったことを記載しています。

続きまして、都市公園に関する部分です。63 頁をご覧ください。「風致公園・歴史公園」では、鎌倉中央公園拡大区域について、箇条書きの 4 点目のため池の浚渫工事の実施、箇条書きの 6 点目に 3,783.36 m²の用地の取得を実施し、用地取得率は 91.3%となったこと等を記載しています。

64 頁をご覧ください。「都市林」については、鎌倉広町緑地について、箇条書き下から 2 点目に、平成 29 年度 2,593 m²の用地を取得し、用地取得率は 98.7%となったことを記載しています。

66 頁をご覧ください。「山ノ内西瓜ヶ谷緑地」及び「山ノ内東瓜ヶ谷緑地」について、供用開始したことを記載しています。また、(仮称)山崎・台峯緑地について、67 頁で 32.00 m²の用地を取得したことを記載しています。なお、同緑地の都市緑地候補地部分については、本年度から都市計画決定及び事業認可取得を目指し、作業を進める予定です。

続きまして、80 頁をご覧ください。「公共建物等の緑化」では、腰越なごやかセンターにおいてヤマボウシ他 290 本、由比ガ浜子どもセンターにおいてシラカシ他 1,643 本を植栽したことを記載しています。

82 頁「まち並みのみどりの奨励事業」をご覧ください。83 頁箇条書き下から 3 点目以降に、従来のパンフレットを変更し、内容を充実し分かりやすい記載としたことや、危険ブロック塀等除却費の補助と連携することを盛り込んだことと共に、平成 29 年度の実績を記載しています。

87 頁からの(12)緑化推進団体等の育成と連携をご覧ください。「トラスト運動との連携」として、88 頁箇条書きの下から 2 点目以降に、かまくら緑の会が「ふれあい緑化事業」として鎌倉歴史文化交流館へ桐ヶ谷サクラを植樹したことを記載しています。

105 頁をご覧ください。第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協定を結び、平成 29 年 3 月 25 日から 6 月 4 日の 72 日間、同団体と協働で横浜公園に自治体出展花壇を出展したことを写真と共に記載しました。

106 頁をご覧ください。「鎌倉市の緑の基本計画推進の取り組み」が第 37 回「緑の都市賞」内閣総理大臣賞を受賞し、「ひろげよう育てようみどりの都市」全国大会において市の取り組みを報告したことを、写真と共に記載しました。

続きまして、107 頁からは特定地区に関する取り組みと実績です。107 頁から近郊緑地

保全区域、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区について、125 頁から「主な都市計画公園・都市公園」の整備の方針について、132 頁から 133 頁に保全配慮地区を載せています。頁を戻りまして、120 頁から 123 頁の特別緑地保全地区にかかる記述である「③確保緑地の適正整備事業」において、平成 29 年度の実施内容に更新して記載しています。

続きまして、134 頁からは、「4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績」です。これは、緑の基本計画の中で「地域別の方針」として示しているもので、柏尾川や滑川などの河川を基に市域を 6 つの流域に分け、それぞれに「緑の配置の方針」や「計画推進のための主な取り組み」を記載しています。平成 29 年度の主な実績を記載するにあたっては、135 頁の一番下を例示しますと、第 65 回当審議会にて頂いた意見を基に、公園愛護会及び街路樹愛護会の実績を流域ごとに整理して記載することとしました。「Ⅱ 計画推進の取り組みと実績」は以上です。

続きまして 148 頁目からをご覧ください。「Ⅲ 関係資料」は、緑の現況に関する資料として、各数値等を更新しています。本編については、以上です。

次に、別冊 1 は、執行済み金額一覧となっています。昨年同様に、把握可能な範囲で、執行済みの金額を記載しました。1 頁の執行額の内訳は、右側に、国費、県費、寄附金や地方債などの市費その他、市費として記載しました。4 頁の円グラフは、この一覧表を基に、割合を示したものです。また、当審議会からの意見を反映し、本年度から公園・緑地の維持管理に係る費用についてのデータを追加しています。なお、冒頭に課長からお話いたしましたとおり、本資料の金額部分は決算値確定までは非公開となりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

次に、別冊 2 は緑政上の課題についてまとめた資料となっています。第 59 及び 60 回の当審議会において、次の緑の基本計画の見直しに向けて、毎年の「鎌倉市のみどり」の中で課題を整理していく、というご意見を頂いたことから、平成 27 年度から、このような形でまとめています。まず、1 頁目は、緑の基本計画における「施策」と「制度・事業」の関係の概念図です。

2 頁目をご覧ください。表の「基本的な方向性」の欄には、各制度・事業の方針の概要を記載しています。それから「事業の進捗、主な実績」の欄には、各事業の内容を記載し、その後、「短期的な課題」として緑の基本計画の中間年次である平成 32 年までを目途に取り組むべき課題、次に「中長期的な課題」として目標年次である平成 42 年に向けて調整や検討を要する課題を記載しました。昨年度までは、市民農園や農用地区域の指定のような、農地に係る事業等は対象としない考えでしたが、都市緑地法の改正により、緑地に農地も含まれることになったことから、今回からは対象としています。その他については、みどり課と公園課の事業について示すことが妥当と考えています。

また、昨年度から内容を更新している箇所はアンダーラインで示しています。数値の更新等以外での主な変更箇所を説明します。一点目が、2 頁、緑地保全に係る法制度、中間年次、及び目標年次に向けた課題として、「買入れ地の適切な維持管理が必要」「指定の必要性を含めた検討が求められる」としました。また、生産緑地地区については、中間年次に向けた短期的な課題として、都市緑地法の改正に伴う対応を行う必要があるとしました。二点目が、5 頁、緑地保全財源の確保、緑地保全基金の、中間年次に向けた課題として、

本審議会での報告や討議を踏まえた方向性の検討が必要としました。三点目が、6 頁表の下、総合公園において、鎌倉海浜公園について、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)」に沿った都市計画変更が必要である旨を記載しました。四点目が、7 頁、風致公園・歴史公園において、事業の進捗・主な実績として、扇湖山荘の公的不動産利活用推進方針において基本方針を定めた旨を記載しました。また、同じく、明月荘が火災により全焼したことを記載し、これを受け、中間年次に向けた課題として緑の基本計画における位置づけの再検討を記載しました。五点目が、10 頁、緑の創出に係る法制度の主な事業として、「市民緑地設置管理計画認定制度」を記載しました。これは、従来の「緑化施設整備計画認定制度」を、都市緑地法の改正に対応し、名称変更を行ったものです。六点目が、12 頁、緑化推進団体の育成と連携の主な事業として、「緑地保全・緑化推進法人」を記載しました。これは、従来の「緑地管理機構」を、都市緑地法の改正に対応し、名称変更を行ったものです。

概要の説明は以上です。今後もこのような整理を積み重ねていく中で、当審議会のご意見を頂きながら、新たな施策展開の方向性を見出し、次の緑の基本計画の見直しに反映できればと考えております。委員の皆様からご提案などがございましたら、ご教示いただければ幸いです。長くなりましたが以上で報告を終わります。

押田会長職務代理：ただいまのご説明に対し、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。

松行委員：説明いただいたものは、平成 29 年度実績だけでなく、計画年次全部の進捗が書かれているという理解で良いという前提に立って話します。この報告書は、作成するのにすごく時間がかかったらと思う。ただ、ぱっと見て、平成 29 年度実績は何であったのかわからないです。多分、この報告書を全て見る市民の方はいないと思います。平成 29 年度はどこを頑張ったのか、どこが遅れているのかがぱっと見て分かるようにしていただいた方が、市民の方に公開するには良いのではないかと思います。

別冊 2 ですが、以前、審議会でご指摘があって作られたということですが、そのようなご指摘があるのはすごく理解ができます。これを見ますと、どのような課題があって、これからどうしていくのかが分かるのですが、どこが進んでいて、どこが遅れているというのが、分からないと思いますし、分かった方が良いのではないかと思います。それは本編に関しても同じです。一概に数字だけで表せるものではないので、どこが進んでいてどこが遅れているというのが判断するのは難しいと思ったのですが、ちょっと進捗度合いの差がわかった方がより理解ができるのではないかと思います。

押田会長職務代理：事務局からお願いします。

永井みどり課長：まずぱっと見て、平成 29 年度にどこを頑張ったのか分かるようにすると良いとのご指摘ですが、私どもの説明が不足している部分がありました。

今回報告させていただいた「鎌倉市のみどり」の本編が確定しますと、主に昨年度の実績に絞った概要版を作成する予定です。従いまして、松行委員がおっしゃられたような昨年度の取り組みに特化したものは、A3 の両面にまとめた概要版として作成します。後ほど皆さまに見ていただけますように準備させますが、概要版を発行することによって、市民の皆さんに理解を深めていただければと考えております。

それから、進捗度がわかるように、とのことですが、実はこの形を作るときに、一つの

検討材料として、川崎市では緑の基本計画の進捗度合いを 1～5 段階で表して、これが進んでいる、遅れているというのをやっていたのですが、なかなか持っている事業費の規模も川崎市と鎌倉市では違いますので、そのように表すことが適切かどうかという中で、今回は表していないということになります。どのような形が適切かどうかというのは、今、松行委員のご指摘もございますので、どこが進んでいて、どこが遅れているという示し方については、会長、あるいは会長職務代理に相談しながら、どのような記載が適切かということは今後考えて参りたいと思います。

押田会長職務代理：その他、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

山本委員：別冊 1 についてですが、実際に緑の基本計画推進にかかっている費用は、どのようになっているのですか。これについては、土地の購入費用とか、ランニング費用の区分がどのようになっているのかというのを判断したいという意味で、作っていただいた資料だと思います。整理していただいてありがたいのですが、やはりわからない所がかなり多いです。

私が知りたいのは、土地の購入費用や施設を整備する一時的な費用と、継続的にかかってくるランニング費用が、どのような比率にあって、どのような傾向にあるのかを知りたいと思います。これを見ますと、3 つに分かれていて、1 番目の資料が緑地の確保に関する費用で、2 番目が都市公園の整備。あと、3、4 とあって、5 番目が管理費用とあります。土地を購入するのは一時的な費用ですが、整備、保全、管理という 3 つの費用の区分があるように見えるのですが、それが全てランニング費用なのかが分かりません。一時的な整備費用なのか、ずっと整備していかなければならない費用なのかが一番わかりにくい所なので、それをわかるような分類にさせていただければ、全体の傾向がわかるのではないかと思います。そのあたりを整理していただければと思います。

押田会長職務代理：ただいまのご意見に対して、事務局からお願いいたします。

永井みどり課長：ただいまのご指摘ですが、4 頁の最後に円グラフを入れさせていただいて、5 つのカテゴリの費用がどのような割合かを示させていただいたのですが、ご指摘としては、公園の整備に関する費用というものが、一時的なものか、否か、ということなのかと理解して、答えさせていただきます。公園の整備ですから、一時的と言いますか、これは公園を供用開始していくための整備費用であるのご理解いただきたいと考えます。

山本委員：公園整備の内訳の中に維持費用という言葉も使われていますが、維持費用と管理費用が継続的に使われている費用であって、整備は一時的なものと言い切ってよいですか。

田沼公園課長：公園整備の費用は、まずは用地の購入費用、それから実際に工事をやって、施設を整備して、供用開始をかけるまでに掛かる費用ということです。ランニングコストとしては、維持管理やここで言うと 3 頁に出てくる費用が、ランニングコストであると理解していただければと思います。

山本委員：基本的には維持管理という言葉がランニングであって、整備というのは一時費用と見ればよろしいのですか。

田沼公園課長：そのとおりです。

押田会長職務代理：このほかにご意見ご質問はありませんでしょうか。

飯田委員：簡単な質問ですがよろしいでしょうか。「鎌倉市のみどり」の目次を見てみると、「グリーン・マネジメント」と「リーディング・プロジェクト」という 2 つの単語が目立つので

すが、単語の位置づけがよくわからないので、具体的に説明いただいてもよろしいですか。
押田会長職務代理：事務局からお願いいたします。

永井みどり課長：「グリーン・マネジメント」と「リーディング・プロジェクト」でございます。まず、「グリーン・マネジメント」については、こちらの黄色い冊子、鎌倉市緑の基本計画(平成23年9月)の98頁をご覧いただきたいと思います。こちらは平成18年に鎌倉市緑の基本計画を改訂した時に、緑政審議会からのご意見もあって入れた考え方ですが、基本的にはPDCAのサイクルを目に見えるようにやっというふうな考え方です。

それから、鎌倉市緑の基本計画の頁を1枚めくっていただいて、101頁に「リーディング・プロジェクト」という頁があるのですが、中段よりちょっと上の四角の枠の中を見ますと、「緑の基本計画改訂(平成18年)」というのがありますが、この緑の基本計画を推進していくためには、主にどのような取り組みに力を入れていくのかというのがありまして、その中で「緑地の確保」「緑の質の充実」「緑のネットワークの形成」という3つに力を入れていくというのが重要なのだ、という考え方が出てきました。緑の基本計画に沿って、力強く推進していく主な施策ということです。この施策のもとに、鎌倉市緑の基本計画(平成23年9月)の112頁に書かれているとおり、「3. 制度・事業の内容と方針」というものがありまして、施策を推進するための制度・事業がずらっとあるわけです。

制度・事業の目次は鎌倉市緑の基本計画(平成23年9月)の110頁～111頁にあるとおりで、たくさんの制度・事業があるわけですが、この中で、主に緑地の確保に係ること、緑の質の充実に関すること、緑の創出、緑のネットワークの形成に係ることというのを力強く進めていくことが、この緑の基本計画の実現の近道なのではないかということで、リーディング・プロジェクトを別冊2の1頁に掲載しています。

飯田委員：わかりました。ありがとうございました。

押田会長職務代理：この他に、ご質問、ご意見はありますか。

岩田委員：本編の12頁、13頁に地域制緑地等の指定目標が書かれていますが、平成23年9月の鎌倉市緑の基本計画策定時に、平成32年を中間年次として設定しました。中間年次である平成32年は、遠い先の話だと思っていましたが、あと、もう2年しか無くなりました。事務局として何かコメント等あれば伺いたいと思うのですが。

永井みどり課長：私も平成23年9月の鎌倉市緑の基本計画の見直し時に担当者として携わったのですが、当時は10年後が随分先のことだと思っていました。

中間年次に向けて、市の事業は市の実施計画に載せて実施を決定していくわけですが、中間年次までにこの内容が達成できないという先が見えています。そのような意味では、この中間年次の時にやはりこの緑の基本計画を前に進めるためには、どのような取り組みが必要なのか、あるいは、この施策の中で本当にやるべきものがどこなのかを絞っていくような見直しにしないといけないのだろうと考えております。

岩田委員：私も同感なのですが、別冊2は、何年前かから出していた形になったのですが、事務局の中でどのような整理がされているかが我々にもわかりやすく示されていて、非常にありがたいと思っています。ここに書かれていることは、時間の関係もあるので指摘しませんが、逆に書いていないことを少し指摘しようと思います。

まず、本編54頁。私がかかなり関係しているのですが、自然環境調査を平成15年にまと

めて、ずっと、まとまった調査ができていない。それから、種の地域性に配慮した自然環境の回復を目指そうということで、一応盛り込んでやっているのですが、なかなか具体的に見えてきていないのが、まずあると思います。別冊2の方でも、特にそのあたりはある程度書かれているのですが、具体的な動きが見えない。それから、生物多様性の保全は、本来ここでは関係がないのですが、それに対する取り組みをもう少し具体的にやらないと、せっかく保全を担保した緑地の自然度が落ちていて、特に特定外来生物が非常に増えていることによって、緑地の価値自体が非常に低下してしまっている。非常に残念な状態が起きているので、そのようなことも中心に、どのように生物多様性の保全を担保して、価値を維持し続けるかということ、確保緑地の適正整備との関係もあります。工夫が必要になるのではないかと。別冊2の6頁、同12頁に「緑のレンジャー等育成」と書かれています。これまで25年くらい緑のレンジャー・ジュニアの指導を私も行っていきます。そろそろ指導員自体を育成しておかないと、後が続かなくなるのではと危惧しております。それから、緑のレンジャー・シニアの講習を終えても、その後の活動がはたして我々が思っているとおりに展開しているのかどうか。特に、それぞれが勝手な方向で活動されることによって、逆に緑の質の低下をまねいている可能性もあります。定期的に、中級者向けの研修が当然必要となってくるので、そういうものをプログラム化しなければならないのではないかと。今後検討していただければと思います。要望です。

永井みどり課長：自然環境調査について、毎年岩田委員からご指摘がありますが、なかなかこれは難しいところで、今のところは緑化推進専門委員のモニタリングに頼っているというのが現実で、今後何ができるかということなのだろうと思っております。ただ、非常に難しいのは、我々も緑の基本計画で保全すべき緑地22箇所を定め、その22箇所について自然環境調査をしてきました。その中で、今、14地区が特別緑地保全地区や都市公園になっております。都市公園になっているところにつきましては、各々に都市公園の中の管理の計画があります。特別緑地保全地区等の民有地のままで指定しているところの緑地の質というところを岩田委員はおっしゃられていて、それが2点目のご指摘の生物多様性の取り組みをどうするか、ということなのだろうと思っております。こちらの方も民有地について、我々いわゆる行政がどのようなことができるかということになりますと、今できることはやっているわけですが、今後検討していかなければならない課題ではあるのだろうと思っております。ただ、今、それぞれの土地所有者さんがご自身の土地を管理するための奨励金の交付とかそのようなことをやっておりますので、そのようなことにプラスアルファとしてどのようなことがあるのかと緑政審議会のお知恵を借りながら検討していくのだろうと思っております。それと、レンジャー・ジュニアの指導員の育成のことですが、緑の学校のOBの方々に年に1回集まっていたいただいて、研修会を開催しております。その後の活動と、定期的な研修という4点目のご質問と、まとめて回答しますが、そちらの方にご参加いただいている方が、非常に限定的だということです。本編の中でも、そのような取り組みを行っているということ、96頁の「緑の学校等講習会」でも書いており、表の上の箇条書きに「平成30年3月19日、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成するため、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園での自然観察会を実施し、17人が参加」という実績がありますが、こちらを強化することによって、指導員

の育成に繋がってくると思っております。私どもは様々な啓発事業を展開するわけですが、講習を終了した方々がそれぞれの地域でどのように取り組まれるのかということにつきましては、なかなかそこまで行き届いていない部分があることは確かだということと考えております。どのような啓発が一番効果的かということは引き続き検討課題であると、私は考えております。

押田会長職務代理：ありがとうございました。岩田委員いかがでしょうか。

岩田委員：ひとつ、提案なのですが、本編の96頁に緑の学校の講座内容が載っています。緑の学校としてはレベルがちょっと難しいかもしれませんが、緑の学校のカリキュラムの中に、フィールドの調査法とか、モニタリングの手法のようなことをちょっと取り入れると、自分達の活動をよりきちんと自己評価するきっかけになるのではないかと思います。工夫していただければと思います。

永井みどり課長：承知いたしました。引き続きアドバイスを頂戴できればと思います。

押田会長職務代理：何分、膨大な量に対してのご意見、ご質問になりますので、まだまだあるかと思いますが、議事進行の関係で先に進めさせていただきます。

永井みどり課長：お時間を頂戴して申し訳ありません。先ほど別冊1につきまして、山本委員から様々なご意見を頂戴しましたので、別冊1の4頁に表及びグラフが掲載されておりますので、本日、ご意見を踏まえましてどのようにわかりやすく記載するのかというのは、事務局で検討して参りたいと思います。

山本委員：グラフでまとめてあるのですが、知りたいと思っているのは、時系列的にどのようになっていくのかということです。近郊緑地特別保全地区の買入れの問題で、従来は県が負担して購入するべきものを、現状では財源の移譲無しに市が負担していますが、そのあたりも踏まえて、今までどのようであって、これからどのようになるのか。一時的な費用も踏まえて、そのあたりをはっきりわかるようにしていただきたいため、申し上げた次第です。

押田会長職務代理：事務局からお願いします。

永井みどり課長：今後どのようになっていくかにつきましては、ここに書くのは難しいものもあります。今、山本委員から近郊緑地特別保全地区の買入れについてお話がありました。確かに多くの指定面積がある、それから、県からの財源の移譲が無いまま、平成24年から市に買入れの義務が生じています。これにつきましては、買入れの申出がどのくらい出てくるかが分かりません。まずは、指定地で、開発もしくは開発に類する行為をしたい、それを不許可にする、不許可にすることによって、経済的救済措置が必要になる。だから、買入れるという法律ですので、その行為の申請がどのくらい出てくるのか、買入れの申出がどのくらい出てくるのか、未来予測ができないものです。なかなか未来予測は難しいと思っておりますが、できる限り分かりやすいものにしていきたく思っております。

押田会長職務代理：ありがとうございました。それでは、本議題につきましては、この審議会への報告を経て、内容を確定していくものですので、まだまだ色々ご質問等ございますと思いますが、今後1週間程度を目途に事務局に意見を寄せていただく形で、まとめさせていただく形でよろしいですか。事務局もそれでよろしいですか。

(意見なし)

押田会長職務代理：それでは、この事項については終了させていただきます。ここで、傍聴者が退きますので、暫時休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(傍聴者退出)

(2) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(その3)

押田会長職務代理：それでは、再開させていただきます。報告事項の(2)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(その3)」を事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項(2)、鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(その3)について、お手元の資料3を基に説明いたします。

まず、資料3-1をご覧ください。これは第65回及び第66回当審議会の資料としたものと同じもので、別添フローには当審議会への報告の日付を入れています。経緯について簡単に説明いたします。

鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和61年に創設されたもので、特に広町、台峯、常盤山の、いわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。第63回当審議会で基金に関しては重要な検討事項であるのご意見を受け、第64回当審議会で基金の現状等を報告する中で、財源確保の具体的な手法を検討するためにも何を議論すれば良いのかを事務局で検討していくこととしました。第65回当審議会では、基金に係る検討を重ねる前提として、これからの鎌倉市のみどりのあるべき方向性を見据えた検討が重要と考え、論点を整理し、論点を踏まえたご討議をお願いしたいと考え、資料3-1の2枚目の別添フローにありますように、論点①「管理の現状を踏まえた今後の方向性について」として、緑の保全や維持管理に係る予算の現状や見込などをお示したところでございます。

また、第66回当審議会では、論点②「緑化推進団体等の育成・連携の現状を踏まえた今後の方向性について」として、鎌倉市緑の基本計画に位置付ける「緑化推進団体等の育成と連携」における取り組みについて報告しました。本日は、論点③「緑地取得の現状を踏まえた今後について」を報告し、最終的には論点を踏まえたご討議として、現在の状況を踏まえた「鎌倉市の緑のあるべき方向性」について、ご意見を頂きたいと考えており、ご意見につきましては、各事業に直接的に反映できるものは反映しつつ、今後、5年ごとの定期的な鎌倉市緑の基本計画の見直しの検討、必要に応じた改訂の中で、しっかり書き込んでいくことが重要と考えております。続きまして、本日の資料内容について、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：論点③の説明の前に、第66回当審議会で報告いたしました論点②について、各委員からの主な意見について説明いたします。資料3-2をご覧ください。第66回の当審議会での発言要旨をまとめたものです。意見の内容をご紹介します。「緑化推進団体等の役割について」岩田委員から鎌倉広町緑地における市民活動と環境モニタリングの必要性について、「緑地の維持管理に関する課題について」植木委員と輿水会長から小規模な緑地においてもきめ細やかな管理の指針が望まれること、「緑地の質の向上について」岩

田委員から公園・緑地の質の向上のための維持管理業務が重要であることなど、ご意見を頂きました。

続きまして、論点③緑地取得の現状を踏まえた今後について、主に、緑地取得に係る費用等の現状について報告いたします。資料3-3をご覧ください。はじめに、緑地取得の原資として活用している緑地保全基金の平成28年度末の状況について説明します。表は、左の欄が年度の積立額総額、網掛けをしている市費積立や運用利子積立などがその内訳となっています。右の欄に移りまして、年度の基金の処分額、更に右の欄が「基金現在額」としてありますが、各年度末の基金残高です。緑地保全基金は、昭和61年、3億円を市費からの積立てにより開始し、毎年15億から2千万円の間で市費積立を行いました。平成22年度以降は実施していません。一方で、緑地の取得等のために基金を処分しているため、平成12年度には約55億円の残高を有していましたが、平成17年度には約35億円、平成22年度には約20億円となり、平成28年度末には約5億8千万円となっています。

次に、基金を活用した緑地取得について説明します。資料3-4をご覧ください。「1 近年の基金を活用して取得してきた緑地」をご覧ください。平成24年度以降の、主に土地の購入に要した基金の処分額、及び平成28年度末時点までに土地の取得に要した総事業費とその内訳について、資料をお示ししています。表の一番下「今後の取得の見込み」について説明します。都市公園・緑地については、鎌倉広町緑地や鎌倉中央公園拡大区域等、近年、取得を進め、整備を行ってきました。今後、(仮称)山崎・台峯緑地の都市緑地候補地部分については都市計画決定、事業認可取得を進め、整備事業の中で国庫補助を得て用地取得を実施する予定です。鎌倉広町緑地や夫婦池公園などの取得残地については、約0.3ha、約0.4haあり、土地所有者の理解と協力を得ながら、随時取得していく考えです。都市緑地法に基づく地域制緑地の買入れ申出への対応についてですが、特別緑地保全地区に対する買入れの予定は、現在のところありません。近郊緑地特別保全地区につきましては、今後の取得の見込みについて、現在、11件、約8.1haの買入れ申出を受けており、今後、都市緑地法に基づき対応する必要があります。これまで、例年1000万～800万円程度の基金を取り崩して、順次買入れを行っています。また、今後、新たな買入れ申出があった場合には都市緑地法に基づいて対応していく必要があります。2頁以降に、平成24年から平成28年までの基金の処分内容についての一覧表を示しましたので、合わせてご確認ください。

4頁に移りまして、「2 これまで取得してきた緑地の合計面積と緑地の取得を伴う主な事業等」について説明します。まずは、(1)地域制緑地について、①地域制緑地の買入れ実績をご覧ください。主には特別緑地保全地区として指定を図ってきた土地及び近郊緑地特別保全地区の買入れ申出へ対応した土地については、これまで約41ha、約111億円を要しています。②市による緑地取得を伴う主な事業の概要について説明します。平成29年度版の鎌倉市のみどりから抜粋し、掲載しています。

まずは、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の制度です。これは、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持つ緑地について、国県が指定するものです。5頁の上部の表をご覧ください。鎌倉市では、平成23年10月18日に、約131haの近郊緑地特別保全地区が神奈川県により指定されています。

次に特別緑地保全地区です。都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地について、市が指定するものです。6頁の表をご覧ください。現在の指定面積は、表にある約48.8haに、後ほど報告しますが、平成30年6月15日に新たに指定した上町屋地区を加えた約49.4haとなっています。

続きまして、(2)都市公園等用地について、①都市公園等用地の取得の実績をご覧ください。都市公園等の用地については、約77ha、約201億4千3百万円を要しています。②主な都市公園事業の概要について説明します。風致公園・歴史公園は、自然資源や歴史文化資源を有する公園として整備するもので、市内には風致公園として、鎌倉中央公園や散在ガ池森林公園などがあります。続きまして、7頁の都市林については、自然環境の保護や保全・復元などを図るために整備するもので、鎌倉広町緑地があります。8頁に移りまして、都市緑地については、身近な生活空間での緑として整備するもので、山ノ内西瓜ヶ谷緑地や山ノ内東瓜ヶ谷緑地などがあります。

9頁に移りまして、「3 緑の基本計画における都市公園・緑地の候補地」について説明します。鎌倉市緑の基本計画155頁において、公園等の候補地で未着手であるものは、資料にありますとおり、(仮称)関谷公園や(仮称)明月荘公園などがあります。このうち、(仮称)明月荘公園の位置付けについては、第65回当審議会からご意見があり、景観重要建造物等と一体となった都市公園としての整備方針が示されていますが、母屋が焼失していることから、県の方針に沿って歴史的風土特別保存地区である県有地としての保全を図ることも選択肢として、当審議会の意見を聞きながら検討していくこととしています。

「4 近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区」の候補地について、近郊緑地特別保全地区については現在約131haが指定されており、緑の基本計画における指定目標を完了しています。指定区域のうち、県・市で所有している公有地面積が約17.4haであり、(公財)鎌倉風致保存会所有の約0.5haを合わせても、その大部分が民有地であり、今後、都市緑地法に基づく買入れの申出があった場合の対応が必要となります。特別緑地保全地区については、平成42年の指定目標面積に対し、約49.4haを指定し、約44.9haを候補地としています。特別緑地保全地区についても、公有地面積が約28.2haであり、目標面積約94.3haについては、その大部分が民有地であり、今後、指定を進めていった場合、買入れの申出への対応が課題となる可能性があると考えています。以上で、説明を終了します。

押田会長職務代理：只今、事務局から説明があったとおり、基金に求められている役割について、きちんと論点整理を行い、使い道となる緑地保全や公園用地の取得等に対して、実際にどの程度拠出されているのか等の情報を踏まえて、本審議会で見聞交換を行っていきたくと考えています。本日の論点③「緑地取得の現状を踏まえた今後について」の説明について、ご質問、ご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

上村委員：基本的なことかもしれませんが、特別緑地保全地区で買入れ申出があった時に、どのように買入れをするかというお話がありましたが、買入れ申出があった場合は、かなりの額が必要ということでしょうか。そこをご説明いただきたいです。

押田会長職務代理：事務局からお願いします。

後藤みどり担当係長：近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区内で、建築物を建てる等の土地利用を土地所有者が計画した場合に、許可が必要となってまいります。近郊緑地特別保全地

区ということであれば、緑地としてのその機能に影響を及ぼさない範囲であれば、許可が得られますが、影響が非常に大きいと判断された場合、不許可処分になります。その際、土地の所有者の経済的救済措置を行うという考えから、土地の買入れを申し出ることができるとされています。今は、原則として市が買入れることと法律で規定されていますので、土地の買入れ申出がされた場合、買入れをしなければならないという法律になっています。

押田会長職務代理：よろしいでしょうか。その他にご意見ご質問等ありますか。

飯田委員：今までも基金の残額が少なく、それが課題だということは口頭でうかがっていたのですが、今回初めてこのように金額を提示していただいたので、本当にシリアスな課題なのだかと認識できました。この課題に対して、具体的にいくつか検討されていると思います。どのようにこの状況を乗り越えていこうと考えてられるか、事務局からご説明いただけますか。この審議会を通じて、みんなで検討していかなければならないと思っていますが、今、どのような検討をされているかというのを教えていただければと思います。

後藤みどり担当係長：この緑地保全基金の推移現状を踏まえた事業の取り組みについて、論点①②③と分けて議論進めることになったきっかけが、先ほども説明しましたが、第64回当審議会での議論だったのですが、その際には基金を増やす手法について意見が出されました。今、現在、事務局としましては、基金の財源確保に係る検討を重ねる前提としまして、これからの鎌倉市のみどりのあるべき方向性を見据えた検討が重要であると考えました。このため、本市の緑地維持管理費用に係る現在の費用ですとか、維持管理の現状について報告をしまして、これからの管理のあり方等踏まえた上で、検討を進めていきたいと現在は考えております。

飯田委員：基本的には特別緑地保全地区を解除し、同地区の面積を減らすことは絶対はないと考えてよろしいのですか。

永井みどり課長：都市計画で定まっているものに関しましては、都市計画を定めた時の現状が変わらない限り、都市計画を解除する要因がないというのが前提でございますので、今、飯田委員がおっしゃられたような形で、解除しようという考えは都市計画的な視点に立てば無いだろうというように考えています。

一方で、係長の方から申し上げましたが、今、このような現状につきましては、市の全体の財政状況もありますので、社会保障費の増大等とバランスを見ながら何ができるかということで、今、私ども取り組んでいますのは、その形が必ずしも最終形でないにしても、寄附をどのようにしたら多く頂けるかということで、今回鎌倉市のみどりの中にも書いておりますが、ふるさと納税の制度と連携して、なるべく多くの寄附を頂戴できるように取り組みを進めていくとか、あるいは募金箱に附属するような形でノベルティを設置して、ノベルティを持っていただくことによって、多くの寄附を頂戴するとか、そのような取り組みを少しずつ進めているというのが現状です。今後、鎌倉市緑の基本計画を市の指針として定めて、それを推進していく時に、財源は限りがあるという中で、どのようにこの基本計画に取り組んでいけばよいかというところを、次回以降でご議論をいただきたいというところではあります。

押田会長職務代理：よろしいですか。

飯田委員：はい。

押田会長職務代理：よく見ると、先ほどお話にありました第64回当審議会でこの話が出てから、ちょうど1年経過しました。この1年で何かしら出るといのはなかなか難しいと思いますが、ただ、なにぶん、この推移状況を見ると、かなり厳しい状況でありますので、一緒に検討を進めていければと思います。この他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

松行委員：緑地の買入れをするとき、何か優先順位を設けて買入れをされているのか、それとも買入れができるもの、買入れをしなければいけないものを順次実施しているのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

後藤みどり担当係長：現在、鎌倉市に緑地の買入れの申し出をされているものは、近郊緑地特別保全地区に対するもののみになっております。その中で買入れる順序につきましては行為が不許可処分となり、買入れ申出がされ、その旨がみどり課に通知された順番で買入れをしているという状況です。

押田会長職務代理：よろしいでしょうか。

田沼課長：公園整備事業に基づいての土地の取得に関しましては、都市計画決定及び事業認可をとりまして、計画的に土地の取得をしていますので、近郊緑地特別保全地区とは優先順位の付け方が異なります。

松行委員：都市公園緑地等の取得の進捗状況を見ますと、残っている面積はそれほど多くはないと思うのですが、これが今の残金では全然足りないということなんでしょうか。

永井みどり課長：現在、鎌倉広町緑地が少しと、(仮称)山崎・台峯緑地が先程の報告の中では91%程度の用地取得率となっております。緑地保全基金だけではなくて国庫補助が得られるとか、都市計画事業債を活用するとか、今の財源構成が維持できれば、事業認可を得ている(仮称)山崎・台峯緑地の用地の取得までは緑地保全基金が持つかなというところです。その後、地域制緑地のほうで近郊緑地特別保全地区の買入れがいつどこで出てくるかわからないところですので、そちらは出てきた時の対応でございます。

押田会長職務代理：よろしいですか。こちらについても、色々議論は出ると思いますが、継続的に論点を整理していき、今後は取りまとめに向けた討議をしていくことが予定されております。気がついたことがありましたら、事務局にご意見くださいますようお願いいたします。

山本委員：緑地を購入することはもちろん大事なことでありますが、緑地というのは維持して活かしていかなければ意味がないと思います。私の家のすぐ近くに史跡永福寺跡があり、去年、池を整備して史跡公園として整備されました。今年の6月頃から藻が池を覆いだし、90%以上を覆うようになって、どうするのかわかったら、作業員の人が入って、全部藻を掻きだしたみたいなのですが、その後、池の水を抜いてしまって、1ヶ月くらい干上がった状態になっています。あれだとせっかく造った公園が活かされない。維持するにはそれなりに費用や計画をかけてやらなければならない。もしかしたら岩田委員に相談すればすぐに解決する問題なのかもしれませんが、維持というのは大事だという意見です。

押田会長職務代理：この件につきまして、事務局から何かありますか。

永井みどり課長：史跡永福寺跡は、市民の皆さんから見ると公園というくくりで見えるのですが、実は都市公園法を適用した公園にはなっておりません。市で条例を定め、文化財として管理を行っています。池のつくりについては詳しくはわかりませんが、池に藻が発生するというので、市の緑化推進専門員でもある岩田委員に、どのようにしたら藻が発生しな

いようにできるか等、調査、研究をしていただいています。都市公園とは違って、文化財課で対応を図っているところということでご理解いただければと思います。

押田会長職務代理：よろしいでしょうか。岩田委員、補足があればお願いします。

岩田委員：あまり詳細は言えないのですが、昨年の今頃調査をしまして、私の方で対策案は全部まとめて出しているのですが、文化財指定を受けている関係で制限があり、私の思うような理想的な対策が取れないというところで苦労しています。検討はしているので、もうちょっと長い目で見ていただければと思います。

押田会長職務代理：ありがとうございます。

石山都市景観部次長：松行委員からご指摘のありました緑地保全基金の関係ですが、資料の3-3をご覧ください。鎌倉三大緑地は、常盤山、広町、台峯になるのですが、その緑地を保全するために、市が長年緑地保全基金に積み立てをしてきました。年によりましては単年度で10億円以上積み上げた年もございます。これが常盤山も全面保全、広町も全面保全、そして最後に残りました台峯緑地も全面保全ということになり、今まさに事業を進めております。常盤山はほとんど事業が終わりまして、広町も終わりまして、残る台峯は若干残っているのですが、用地取得率が90%近くとなっている中で、残りの部分については何とか緑地保全基金で事業を展開していく。用地取得の場合は緑地保全基金を頭金として国の補助金と市債を組んで、ほとんど手持ちのお金がなくても用地が取得できるような状況になっております。従いまして、事業が非常に進捗した当市の三大緑地の保全という目的を達成したら、逆に痛し痒しの状況ですが、緑地保全基金がないという状況でございますので、色々な部分から検討して、山本委員からもお話がありましたけれども、維持管理というのは必要になってまいりますので、どのような形で緑地保全基金を増やしていくかということにつきましては、より検討を進めていきたいと思っております。

押田会長職務代理：ありがとうございます。

岩田委員：今の資料3-3について、緑政審議会としては、あまりお金の問題を扱ってこなかったのですが、みどり債の償還という大きな問題がひとつあります。それから、市費の積み立てがずっとゼロのまま。その状態で市民や関係者から寄附を募ろうというのがあるのですが、やはり市としての姿勢がかなり問われるのではないかという気がしています。

まず、積み立てがゼロであるということでもいいのかということです。努力が見られない。三大緑地の保全が担保されたことによって、もう緑地保全が終わってしまったつもりでいる人が多いのですが、そうではなくて、これからが本来重要であるということを再認識してもらおうということが一番重要です。担保された保全緑地について、鎌倉方式で維持管理しながら活用するということを、今後検討しなければならないのではないかと思います。

例えば、緑地保全の里親制度というのを検討するとか、色々な手法が考えられるので、その辺が緑政審議会として一番力を入れるべきという気がしています。

押田会長職務代理：ありがとうございました。

田中委員：今、モウソウチクが随分広がっています。一度モウソウチクが入ってくるとなかなか止められない。どんどん外に広がっていくので、それはどのようにしていけば良いのでしょうか。資料3-4の8頁の山ノ内東瓜ヶ谷緑地は、写真の上のほうに竹林が広がっています。隠れていますけれども、左側の方にもびっしり生えているのです。いずれ、今、草地に見

えるようなところも竹が入ってくるのが目に見えていると思うのですけれども、せっかく買入れた緑地をどのように扱っていくのでしょうか。先ほど山本委員がお話された一時的費用なのか、維持管理費用なのか。

田沼公園課長：山ノ内東瓜ヶ谷緑地の整備の考え方としましては、そこに生えている植生に応じて広場的な活用ができるとか、樹木地として残していく部分等を考えまして、その中で初期投資としての整備費用の中に、木竹の伐採や木を間引くといった費用を計上しています。今後、維持管理を継続してその状況をどう保っていくかということになると思いますが、委員からのご指摘のように木竹、特に竹に関しましてはどうしても縁辺部のある程度の範囲を刈っても、冬の雪や風による竹折れ等の被害が出ていますので、侵食をどのように止めていくのか等を含めて岩田委員にもご相談をしているのですが、なかなか難しいところではあります。たけのこの時点である程度抜いていくなどができれば良いのですが、なかなか手が回っていない状況であります。費用的なことを言えば、初期投資の中で整理していく部分と実際にランニングコストの中で整理する部分と両方発生しているところですが、この場所に関しましては、ランニングコストの中での論議になっています。

押田会長職務代理：ありがとうございました。

田中委員：たけのこが出てきたら、採りたい人には採って頂いたらどうでしょうか。たけのこの季節にはパトカーが回って、捕まった人はたけのこを回収されたりということもありますが、竹でもたけのこでも欲しい人にはどんどん切ってもらって、少し間引くような状態にしてもらったらどうでしょうか。

田沼公園課長：賛否は色々あるところですが、たけのこは、地方自治法の中で市の財産になっています。市民の皆さんの財産です。それを特定の人だけが採っていいのか、非常に微妙な問題があります。私どもも勝手に採っていいと言えない中で、長年の課題になっています。特に竹とか商売になるようなものは時期によって警察も見えてまして、たけのこを持ち歩いていますとそれをどこで採ったのかということになって、それが市の緑地だったりすると窃盗等の罪に問われる可能性もあります。これに関しては、ボランティア団体や地元の自治体を含めまして、色々論議をしているところではあります。今の時点で簡単に採って良いとは言えません。持ち出さず、持ち込まずという公園・緑地の中の管理方針もあり、その中で論議をおり、色々研究しているところです。

押田会長職務代理：ありがとうございます。

山内委員：一点だけ要望があります。市民としては三大緑地が保全されたという意識になっていて、基金が有るか無いかは関心がないと思います。かまくら緑のレンジャーを15年程やってきてわかってきたことですが、今議論されているとおり、保全された緑地が非常に荒れていてもったいない、というのが市民の思いではないかと思います。ここにお集まりの皆さんは意識が高いので良いと思うのですが、待ってられないというか、竹の勢いがありすぎて、ここで議論している間に一本でも切った方が良いのではないかというのが意見です。特に竹の対策については、早急な対策をしてもらいたいと思います。これは市民ボランティア団体含めて、早めの対策を講じないと、今まで守られてきた樹木が枯れてしまうという現状がありますので、ぜひ早めの対策をしていただきたいと思います。

永井みどり課長：今、山内委員がおっしゃったことを含めて、今回論点を3つに分けて現状を

報告させていただきましたので、行政計画である緑の基本計画にどんな内容を書き込むべしというご議論につなげていただければ幸いです。

押田会長職務代理：緑地保全そのものももちろんですが、今回かなり維持管理についてのご意見を頂いたので、今後の緑の基本計画の見直しの際には、公園緑地の維持管理の方針を位置づけること、緑の現状を再度把握した上で基金の充実に向けた施策事業を検討していくこととして議論を進めさせていただければと思います。今回の報告事項につきましては審議会としては了承していただき、質疑を終了させていただきたいと思います。また何かご意見等ありましたら事務局までご連絡いただければと思います。

3 その他

(1) 上町屋特別緑地保全地区の指定について

押田会長職務代理：続きまして、その他の(1)としまして、「上町屋特別緑地保全地区の指定について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：その前に、先ほど申し上げました鎌倉市のみどりの概要版をお配りします。A3版を3つ折りにして市民の皆様に配布しているもので、前年度の取り組みを中心に書き込んでいます。今年度もこのような形で広くお配りする予定です。ご確認ください。

引き続き、「上町屋特別緑地保全地区の指定について」です。資料4をご覧ください。上町屋特別緑地保全地区の指定は、昨年7月に開催された第65回の当審議会において、これまでの経緯や区域(案)について報告し、ご了承いただきました。その後、都市計画法の手続きを進めてまいりましたが、市では都市計画決定に必要な図書を作成し、本年2月に県知事協議を終了し、3月に法定縦覧を実施した結果、意見書の提出は有りませんでした。本年5月31日に鎌倉市都市計画審議会に都市計画案について付議し、可決いただき、平成30年6月15日をもって都市計画決定しましたので報告いたします。資料は、都市計画決定の告示文等の都市計画決定図書の抜粋です。ご確認ください。なお、この都市計画決定により、市内の特別緑地保全地区は11地区、約49.4haとなりました。

押田会長職務代理：ただいまの説明に対しまして、ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

岩田委員：一つ要望ですが、鎌倉市全域の緑地の状況をチェックすると、保全が担保された所の多くで、それまで維持管理された方が何もしなくなってしまい、草が伸び、放置された状態がかなり目立つ場合があるので、維持管理にも気を配っていただきたいと思います。

後藤みどり担当係長：特別緑地保全地区も含めて、まずは所有者が維持管理をすることが原則ですが、緑地の維持管理の重要性については、市の広報やみどり課のツイッター等でも周知を図っていきたいと思っています。

押田会長職務代理：よろしいでしょうか。それでは、質疑を終了いたします。

(2) 鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針の決定について

押田会長職務代理：それでは、その他の(2)としまして、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針の決定について」、事務局から報告をお願いします。

加藤都市計画課長：都市計画公園・緑地の見直し方針の決定について説明いたします。本件は、平成30年3月28日に開催された第67回当審議会において都市計画公園・緑地の見直し方

針(案)について報告を行い、了承を得た後、平成30年5月31日に開催した平成30年度第1回鎌倉市都市計画審議会に諮問した結果、一部修正のうえ「異議なし」とされ、見直し方針を確定したため、報告するものです。

お手元の資料5は確定した都市計画公園・緑地の見直し方針です。また、本日資料5の参考資料として、前回の緑政審議会において、お配りした方針(案)から、緑政審議会及び都市計画審議会の意見をふまえて、修正した箇所についての新旧対照表をお配りしました。まず、1番目として、表紙裏面に「はじめに」を追記いたしました。こちらは前回第67回緑政審議会にて頂いた意見をもとに追記いたしました。次に、2番目の項目といたしまして、資料5の14頁下段区域図について、公園廃止予定区域をより明確にしました。3番目としましては、15頁から26頁に記載しています、対象区域に係る都市計画制限等の表を対象区域にかかる土地利用制限とし、より詳しく記載いたしました。4番目としましては、31頁、鎌倉海浜公園金山地区の宅地部分と32頁の鎌倉海浜公園飯島地区における見直しフローにおいて、廃止とする段階をステップ2からステップ4としました。以上が前回の第67回緑政審議会にて報告した方針(案)から修正した主な箇所になります。なお、この方針については、平成30年6月8日に確定し、ホームページ等にて公開しております。今後の予定としましては、今月、7月27日金曜日の夜、7月28日土曜日にこの方針についての説明会を実施した後、都市計画手続を進めていく予定です。以上で説明を終わります。

押田会長職務代理：ただいまの説明に対して、ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。

飯田委員：前回の審議会で、鎌倉海浜公園に関して住宅がかかっている部分は廃止ということでした。要望として土地所有者の方の意見をやはり聞いていただきたいと申し上げたと思うのですが、実際に土地所有者の方々のご意見を伺えたのかという点を教えてください。

押田会長職務代理：都市計画課からお願いします。

田中都市計画課担当係長：今週末の金曜日と土曜日にこの件について説明会を行う予定です。個人情報問題があるため登記情報でしか調べることができませんでしたが、全地番の登記情報を取得して、土地の各所有者に対して、都市計画変更の内容及び説明会のお知らせを郵送で送付させていただいています。しかし、実際には登記情報を更新していない方もいらっしゃるようで、郵送した案内も何通かは戻ってきています。説明会にお越しくくださった方には今回の都市計画変更についての説明をする予定です。

飯田委員：私も実際に現地を見ましたが、空き家になっているような物件がいくつかありまして、そのような所から説明会の案内が戻ってきてしまったと思います。実際に公園の指定が解除されたとして、土地の所有者がどのような状態になっているのか分からない中で、その後の土地利用がどのように展開されていくのでしょうか。ディベロッパーが入ってきて開発されるのか、そもそも土地所有者がどのような状況なのか私も分かりませんが、どのような可能性があるかと市は考えていますか。

田中都市計画課担当係長：そもそも公園を廃止することによって開発できるようになる場所ではないので、今回の見直しによる公園の一部廃止によって開発がより進んでしまうとは市として考えていません。

飯田委員：わかりました。ありがとうございます。

押田会長職務代理:他にご意見はありませんでしょうか。それでは質疑を終了させていただきます。
以上で報告事項は全て終了いたしました。その他にご質問等はございますか。

(質問等なし)

押田会長職務代理:それでは報告事項を終了させていただきます。

(3) 次回審議会日程調整

押田会長職務代理:続きまして次回、第69回の日程調整について事務局からお願いいたします。

永井みどり課長:次回の開催日時につきまして、事前に事務局で各委員の皆様を確認しております。

今回は、平成30年11月16日(金)午後2時からの開催でお諮りしたいと思います。また、今後、会長と調整いたしますが、第64回、そして前回にも岩田委員から、市内での視察を計画されたいのご意見を頂いておりますので、報告事項に合わせて視察を計画したいと考えています。その関係上、集合場所については改めて事務局から連絡いたします。

押田会長職務代理:いかがでしょうか。

(意見なし)

押田会長職務代理:それでは、次回の開催については、平成30年11月16日(金)午後2時からとするということでよろしくお願いいたします。

(4) 審議会確認事項

押田会長職務代理:次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

永井みどり課長:ただいま事務局から書面をお配りします。少々お時間を頂きたいと思います。また、ご欠席の入江会長と佐藤委員には別途次回日程をお知らせしたいと考えております。

(書面配付)

永井みどり課長:お手元に配付させていただきましたとおり、第68回鎌倉市緑政審議会確認事項ということで、開催日時、場所等記入させていただきました。審議事項の(1)、会議録の確認、報告事項の(1)、(2)について各々審議会として了承されました。また、その他につきましては、(1)から(4)まで確認されました。いかがでしょうか。

押田会長職務代理:確認事項について何かあれば、お願いします。

(意見なし)

押田会長職務代理:特にご意見がなければ、本日の確認事項は、事務局が配付した書面の内容で確認させていただきます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了いたします。ご審議いただきまして、ありがとうございました。